

## 社会連携講座に係る事案と改革策について

先般報道がありました本学の社会連携講座(カンナビノイド学社会連携講座)に関連する案件は、本学に対する社会の信頼に関わる重大な事案であると考えています。

本事案の内容は、本学の構成員として決して許されない極めて不適切な行為であり、このような事態を未然に防げなかったことについて、大学執行部としての責任を痛感しています。なぜ不適切な行為がそこでなされるに至ったのか、どうしてコンプライアンス違反を阻止できなかったのか、どこに改善すべき問題があるのか、社会からの信頼を回復するためには、事実関係を明らかにしたうえで、説明責任を果たす必要があると考えます。

すでに第三者の弁護士事務所の指導の下、東京大学として事実関係の調査を進めており、本学の規則に違反する行為に対しては、大学として厳正に対処します。

また、調査の中で浮かびあがってきた課題に迅速に対応するため、「社会連携講座等検証・改革委員会」を設置し、①教職員の倫理意識の徹底、②大学本部によるガバナンスの強化、③講座等の設置及び契約時における確認・チェック体制の整備、④活動開始後の部局による管理の強化、の4つを柱とした社会連携講座等の運営に関する改革策を策定しました。これらをただちに実行に移し、大学としてガバナンスを強化した適切な運営体制を構築していきます。

今後、社会連携講座のみならず、産業界との連携に関わるすべての研究・教育活動における契約時・開始時のチェック機能を強化します。同時に今回の事案を教訓とし、民間企業における迅速な対応も参考としつつ、本学のコンプライアンス対応体制の抜本的な再構築を速やかに進めます。

東京大学総長 藤井 輝夫